

件名	愛媛県スポーツ推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>スポーツの推進に関する基本理念を定め、県の責務、市町との連携及びスポーツ団体の役割について明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p> <p>第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 県の責務 第4条 市町との連携 第5条 スポーツ団体の役割 第6条 推進計画 第7条 健康の保持増進等 第8条 生涯スポーツの推進 第9条 子どものスポーツ活動の推進 第10条 学校におけるスポーツ活動の推進 第11条 障がい者のスポーツ活動の推進等 第12条 競技水準の向上 第13条 スポーツを通じた交流の促進及び地域の活性化 第14条 スポーツ施設の整備及び有効利用の促進 第15条 顕彰 第16条 財政上の措置</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	